

令和 8 年 7 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

令 和 8 年 7 月 29 日	開 会
同	日 閉 会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

令和 8 年 7 月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和 8 年 7 月 29 日（水）午後 1 時開議

○議事日程

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期決定について

（日程追加） 議長の辞職について

（日程追加） 議長の選挙

（日程追加） 副議長の辞職について

（日程追加） 副議長の選挙

日程第 4 議案第 8 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第 5 承認第 2 号から認定第 2 号まで、議案第 9 号及び議案第 10 号の上程

日程第 6 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 7 認定第 1 号 令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第 2 号 令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 9 号 令和 8 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 10 議案第 10 号 令和 8 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 11 議案第 11 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第 12 発議第 1 号 地方自治法第 180 条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について

日程第 13 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（29名）

1 番	古 川 祐 典 君	2 番	藪 浩 昭 君
3 番	杉 本 博 美 君	4 番	板 橋 真 弓 君
5 番	脇 村 隆 生 君	6 番	松 本 隆 史 君
7 番	加 藤 喜 則 君	8 番	大 石 元 則 君
9 番	舩 木 孝 明 君	10 番	三 栖 慎太郎 君
11 番	藤 井 基 彰 君	13 番	野 口 恭 久 君
14 番	新 谷 英一郎 君	15 番	赤 井 洋 子 君
16 番	栗 田 佳 樹 君	17 番	岡 省 吾 君
18 番	龍 神 初 美 君	19 番	辻 村 昌 宏 君
21 番	黒 井 美 晴 君	22 番	原 田 覚 君
23 番	熊 谷 重 美 君	24 番	長 野 莊 一 君
25 番	正 垣 耕 平 君	26 番	堀 谷 伸 二 君
27 番	勝 山 則 子 君	28 番	久 原 拓 美 君
29 番	佃 奈 津 代 君	30 番	阪 上 博 行 君
31 番	仲 江 孝 丸 君		

○欠席議員（1名）

20 番	玉 置 一 郎 君
------	-----------

○説明のため出席した者

広域連合長	岸 本 健 君	副広域連合長	真 砂 充 敏 君
副広域連合長	岡 本 章 君	副広域連合長	日 裏 勝 己 君
事務局長	亀 岡 伸 次 君	業務課長	藤 田 裕 之 君
総務課長	中 濱 裕美子 君	総務課班長	岸 達 君
総務課班長	後 藤 美恵子 君	業務課班長	橋 本 祐 樹 君
業務課班長	小 林 明 子 君	業務課班長	梶 部 鐘 繁 君

○職務のため出席した者

書記長	藤 田 啓 仁	書 記	津 村 直 希
-----	---------	-----	---------

午後 1 時00分 開議

○議長 ただいまの出席議員数は29人で、定足数に達していますので、これより令和8年7月29日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程に先立ち、ご報告いたします。海南市の杉本博美議員、かつらぎ町の東芝弘明議員、日高川町の堀辰雄議員、白浜町の溝口耕太郎議員、上富田町の大石哲雄議員は、選挙母体であります各市町におきまして、任期満了により離職されております。ここに、改めまして、離職されました議員皆様方のご尽力に対し感謝を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

次に、新たに当議會議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。このほど、新しく当議會議員に、海南市の杉本博美君、日高川町の熊谷重美君、白浜町の長野莊一君、上富田町の正垣耕平君が選出されました。仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

次に、広域連合長から招集の挨拶のため発言を求められていますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 皆さん、こんにちは。広域連合長を務めております紀の川市長の岸本でございます。開会に当たりまして、議長のお許しをいただき、一言ご挨拶を申し上げます。

本年5月の広域連合長選挙におきまして、広域連合長の任に当たることとなりました。微力ではございますが、国民皆保険制度の一つである後期高齢者医療制度の安定運営に全力で取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご支援賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

本日ここに、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会7月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、平素より当広域連合の運営に格別のご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

平成20年4月に始まった後期高齢者医療制度は、本年度で19年目を迎えました。この間、本県の被保険者数は、制度発足当初の約13万5,000人から、本年4月には約17万8,000人へと増加しております。既に団塊の世代が本制度に加入され、被保険者数はここ数年がピークになると見込まれております。

こうした中、社会保障制度は大きな転換期を迎えております。出産育児一時金の支援拡充や子ども・子育て支援金制度の創設など、全世代型社会保障の構築が国を挙げて進められています。本年度は、診療報酬改定が実施されたほか、高額療養費制度の見直しなど、医療保険制度をめぐる改革が進められております。

当広域連合におきましても、これら制度改正に的確に対応するとともに、被保険者の皆様には、市町村と連携し、より丁寧な説明と周知に努めてまいります。また、高齢者の心身の特性に応じたきめ細やかな保健事業を市町村が効果的に実施できるよう、広域連合としても関係機関と協力し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図ってまいります。被保険者の皆様が安心して適切な医療を受け、健康で自立した生活を送ることができるよう、引き続き尽力してまいります。議員の皆様におかれましては、今後とも特段のご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本定例会では、専決処分の承認案件のほか、令和7年度一般会計・特別会計決算の認定、令和8年度一般会計・特別会計補正予算などの諸議案を提出しております。議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長 日程第1、「議席の指定」を行います。今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定をいたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、11番、藤井基彰君及び22番、原田覚君を指名いたします。

次に、日程第3、「会期決定について」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。令和8年7月15日付、和広第177号をもって、和歌山県後期高齢者医療広域連合長から、本日招集の当議会定例会に提出する議案が送付されております。

次に、令和8年3月18日付、和広監第15号、同年4月17日付、和広監第1号、同年5月19日付、和広監第2号、同年6月15日付、和広監第3号、同年7月16日付、和広監第5号をもって、例月出納検査の結果に関する報告が、それぞれ監査委員から参っており、写しはお手元に配付いたしております。

次に、令和8年7月29日付で、古川祐典議員から、「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について」が提出されました。発議第1号として、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

○議長 ここで、暫時休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後 1 時07分再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を再開します。ご報告します。議長、三栖慎太郎君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、三栖慎太郎君の退席を求めます。

〔三栖議長 退場〕

○副議長 「議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長 辞職願。このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和8年7月29日。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、三栖慎太郎。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、新谷英一郎殿。

○副議長 お諮りします。三栖慎太郎君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、三栖慎太郎君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔三栖慎太郎君 入場〕

○副議長 ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長において指名することに決しました。

議長に脇村隆生君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました脇村隆生君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長　ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました脇村隆生君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました脇村隆生君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

脇村隆生君、登壇願います。

〔脇村議長　登壇〕

○議長　ただいま皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会議長に就くことになりました有田市の脇村でございます。皆様のご協力を得ながら、責務を全うする所存でございますので、議員各位におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長　それでは、議長、議長席へお着き願います。

〔新谷副議長　退席、脇村議長　着席〕

○三栖議員　議長、10番。

○議長　10番、三栖慎太郎君。

〔三栖慎太郎君　登壇〕

○三栖議員　議長を退任するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。昨年10月臨時会におきまして議長に就任させていただきました。本日、その職を辞するに当たりまして、改めて、議員各位に心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

今後は、この1年間の議長経験を生かし、一議員として努力してまいる所存です。結びに、皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げ、議長退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長　ご報告します。副議長、新谷英一郎君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長　ご異議なしと認めます。よって、この際、「副議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

地方自治法第117条の規定により、新谷英一郎君の退席を求めます。

〔新谷副議長　退場〕

○議長　「副議長の辞職について」を議題とします。辞職願を朗読させます。

○書記長　辞職願。このたび、一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるよう願います。令和8年7月29日。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長、新谷英一郎。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長、脇村隆生殿。

○議長 お諮りします。新谷英一郎君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、新谷英一郎君の副議長の辞職を許可することに決しました。

〔新谷英一郎君 入場〕

○議長 ただいま副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に佃奈津代君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました佃奈津代君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました佃奈津代君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました佃奈津代君が議場におられますので、本席から、会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

佃奈津代君、登壇願います。

〔佃副議長 登壇〕

○副議長 こんにちは。ただいま皆様方のご推挙をいただき、広域連合議会副議長に就くことになりました古座川町の佃といいます。議長を補佐し、広域連合議会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。(拍手)

○新谷議員 議長、14番。

○議長 14番、新谷英一郎君。

〔新谷英一郎君 登壇〕

○新谷議員 副議長の退任の挨拶をさせていただきます。昨年10月臨時会において、皆様のご推挙をいただき、副議長を務めさせていただきました。議員各位はもとより、関係者の皆様のご支援、ご協力をいただき、副議長としての責務を全うすることができました。心よりお礼申し上げます。

結びに、今後とも皆様の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、副議長退任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。(拍手)

○議長 次に、日程第4、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 それでは、議案の概要をご説明申し上げる前に、まずはお祝いを申し上げます。先ほど、正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に有田市の脇村議員、副議長に古座川町の佃議員がご就任されました。お二人のご就任を心よりお喜びを申し上げます。おめでとうございます。何とぞよろしく願いを申し上げます。

また、昨年10月から議長をお務めいただきました岩出市の三栖議員、副議長をお務めいただきました高野町の新谷議員におかれましては、広域連合並びに広域連合議会の運営に多大なるご尽力を賜りました。この場をお借りして、心から厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも変わらぬご厚誼をお願い申し上げます。

それでは、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」でございします。副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項において3人と定められており、また第12条第4項には、関係市町村の長のうちから選任するものと規定されています。

現在、副広域連合長3名のうち、九度山町長の岡本章氏が、本年5月12日をもって任期満了となり、2名となっております。改めて、和歌山県町村会会長であります九度山町長の岡本章氏を副広域連合長に選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございします。なお、任期は令和8年7月29日からとしております。何とぞ、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございします。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第8号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第8号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、ただいま選任同意いたしました副広域連合長の入場を求めます。

〔副広域連合長 岡本章君 入場・着席〕

○議長 それでは、私のほうからご紹介します。岡本章九度山町長です。

岡本副広域連合長より、一言ご挨拶いたします。

〔岡本章君 登壇〕

○岡本副広域連合長 九度山町長の岡本でございます。

ただいま副広域連合長の選任につきましてご同意いただきまして、本当にありがとうございます。微力ではありますが、岸本広域連合長を補佐し、そして後期高齢者医療制度の円滑なる運営に誠心誠意取り組んでまいりたいと存じます。議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。(拍手)

○議長 次に、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第5号）」から認定第2号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、議案第9号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第10号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の5件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 それでは、承認第2号から認定第2号まで、議案第9号及び議案第10号について、その概要を一括してご説明申し上げます。

まず、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第5号）」は、1,797万6,000円を増額補正した専決処分の承認を求めるものでございます。

次に、認定第1号、認定第2号につきましては、令和7年度一般会計及び特別会計の決算について、議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第9号、議案第10号につきましては、令和8年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては、5,706万1,000円を増額補正し、特別会計におきましては、19億4,298万4,000円を増額補正するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては事務局長から説明させますので、議員の皆様におかれましては、慎重審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長 次に、当局からの補足説明のための発言の申出がありますので、これを許可します。

○事務局長 議長、番外。

○議長 事務局長、亀岡伸次君。

〔亀岡伸次君 登壇〕

○事務局長 事務局長の亀岡です。それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書 1 ページをお開き願います。承認第 2 号につきましては、「令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第 5 号）」について、令和 8 年 3 月 27 日に専決処分したもので、これを議会に報告し、承認をお願いするものです。

3 ページをお開き願います。歳入歳出それぞれ 1,797 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,697 億 6,708 万 2,000 円とするものです。内容につきましては、事項別明細書により説明します。

6 ページをお開き願います。歳入です。第 3 款県支出金、第 1 項県負担金、第 2 目高額医療費負担金 1,795 万 8,000 円の増額は、令和 6 年度高額医療費県費負担金の追加交付分です。

第 7 款、第 1 項繰入金、第 2 目基金繰入金 1 万 8,000 円の増額は、令和 6 年度国庫支出金等の精算による返還に伴う財源として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入れを増額するものです。

7 ページをお開き願います。歳出です。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 1,797 万 6,000 円の増額は、令和 6 年度の医療給付費等に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金です。承認第 2 号の説明は以上です。

8 ページをお開き願います。添付資料につきましては、令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書、令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見書及び令和 7 年度主要施策の成果等報告書を提出しております。

認定第 1 号「令和 7 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」です。別添の令和 7 年度歳入歳出決算書でご説明します。

恐れ入りますが、決算書の 2 ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額 3 億 1,505 万 3,522 円です。4 ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額 3 億 620 万 6,442 円です。6 ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は 884 万 7,080 円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

8 ページをお開き願います。歳入です。第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市町村分賦金、収入済額 1 億 9,469 万 5,000 円は、構成 30 市町村からの事務費分賦金です。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫補助金、第 1 目調整交付金、収入済額 849 万 9,817 円は、

国から特別調整交付金を受け入れたものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、収入済額2,185万6,000円は、事務費分賦金抑制財源として一般会計に繰り入れたものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金、収入済額7,615万801円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り入れたものです。

第5款、第1項、第1目繰越金、収入済額1,312万3,809円は、令和6年度からの繰越金です。

10ページをお開き願います。以上の結果、合計3億1,505万3,522円の収入となります。

続きまして、歳出です。12ページをお開き願います。第1款、第1項、第1目議会費、支出済額249万3,751円は、広域連合議会の運営等に要した経費です。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、支出済額2億1,372万7,850円は、職員の人件費及び広域連合事務局の運営に要した経費です。

16ページをお開き願います。第2目財政調整基金費、支出済額8,983万5,568円は、一般会計及び特別会計の事務費に係る剰余金並びに基金運用益を財政調整基金へ積み立てたものです。18ページをお開き願います。以上の結果、合計3億620万6,442円の支出となります。22ページをお開き願います。歳入歳出の結果、実質収支額は884万7,080円となります。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、9ページをお開き願います。認定第2号「令和7年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。

恐れ入りますが、決算書24ページをお開き願います。歳入につきましては、収入済額1,708億3,458万3,639円です。26ページをお開き願います。歳出につきましては、支出済額1,690億9,592万7,206円です。28ページをお開き願います。歳入歳出差引残額は、17億3,865万6,433円です。主なものにつきまして、事項別明細書でご説明します。

30ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金、収入済額320億1,940万1,216円は、構成30市町村からの分賦金です。内訳としましては、事務費分賦金4億9,490万1,120円、給付費等の財源となる市町村において収納した保険料相当分である保険料等負担金142億2,591万9,066円、市町村の公費負担分である療養給付費負担金131億7,753万8,030円、低所得者の保険料軽減措置に伴う財源補填である保険基盤安定制度負担金41億2,104万3,000円です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金、収入済額390億6,816万6,647円、第2目高額医療費負担金、収入済額11億3,110万2,712円は、医療給付費に対する国の負担金です。第2項国庫補助金、第1目健康診査事業費補助金、収入済額3,364万2,000円は、健康診査実施に対する国からの補助金です。第2目特別高額医療費共同事業費補助金、収入済額976万9,833円は、著しく高額な給付に係る財政への影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担する事業への拠出金に対する国の補助金です。第3目調整交付金、収入済額156億39万9,183円は、広域連合間における被保険者の所得格差などによる財政の不均衡を是正するための普通調整交付金151億2,740万9,000円及び高齢者の保健事業

と介護予防等の一体的実施や保険者インセンティブなどに対する特別調整交付金 4 億 7,299 万 183 円です。

32ページをお開き願います。第 3 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目療養給付費負担金、収入済額 130 億 303 万 166 円、第 2 目高額医療費負担金、収入済額 11 億 4,906 万 1,308 円は、医療給付費に対する県の負担金です。

第 4 款、第 1 項支払基金交付金、第 1 目後期高齢者交付金、収入済額 645 億 1,941 万 8,000 円は、医療給付費に係る国保及び被用者保険の保険者からの支援分として、社会保険診療報酬支払基金を通じて受け入れたものでございます。

第 5 款、第 1 項共同事業交付金、第 1 目特別高額医療費共同事業交付金、収入済額 1 億 5,368 万 7,902 円は、著しく高額な給付に係る財政への影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担する事業からの交付金です。

第 7 款、第 1 項繰入金、第 2 目基金繰入金、収入済額 7 億 9,398 万 2,000 円は、医療給付費等に係る財源として、後期高齢者医療給付費準備基金から繰り入れたものです。

第 8 款、第 1 項、第 1 目繰越金、収入済額 30 億 7,695 万 4,770 円は、令和 6 年度からの繰越金です。

34ページをお開き願います。第 9 款諸収入、第 3 項雑入、第 1 目第三者納付金、収入済額 2 億 768 万 4,700 円は、交通事故等の第三者行為によって生じた加害者からの返納金です。第 2 目返納金、収入済額 3,357 万 1,668 円は、医療機関等の請求誤り等による返納金で、不納欠損額 6 万 6,000 円は、居所不明者の時効によるものです。以上の結果、歳入合計は 1,708 億 3,458 万 3,639 円となります。

続きまして、歳出です。36ページをお開き願います。第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費、支出済額 23 億 7,185 万 7,721 円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理など、事務執行に要した経費です。

38ページをお開き願います。第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、第 1 目療養給付費、支出済額 1,604 億 2,853 万 8,814 円は、入院、外来、歯科、食事療養費、調剤等に要した給付費です。第 2 目療養費、支出済額 13 億 9,512 万 1,296 円は、柔道整復、あんま・マッサージ、はり・きゅう、補装具等の給付費です。第 3 目審査支払手数料、支出済額 3 億 8,134 万 8,413 円は、レセプト審査及び医療機関等への支払業務に係る国保連合会への手数料です。第 2 項高額療養諸費、第 1 目高額療養費、支出済額 15 億 3,236 万 1,250 円は、1 か月または 1 年間の医療費の自己負担額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。第 2 目高額介護合算療養費、支出済額 2 億 1,744 万 9,654 円は、医療費と介護サービス費の自己負担合計額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付です。第 3 項葬祭諸費、第 1 目葬祭費、支出済額 3 億 1,725 万円は、被保険者の死亡に伴い、葬祭を行った方に、定額 3 万円を給付したものです。

第 3 款、第 1 項、第 1 目特別高額医療費共同事業拠出金、支出済額 1 億 4,865 万 9,643 円は、著しく高額な給付に係る財政への影響を緩和するため、全国の広域連合で共同負担する事業への拠出金です。

40ページをお開き願います。第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金、支出済額9,801万8,778円は、被用者保険等の出産育児一時金に必要な費用の一部を負担するための支援金です。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費、支出済額5億3,994万1,725円は、医科及び歯科健康診査等の実施に要した経費です。第2目その他保健事業費、支出済額2億3,657万712円は、構成市町村において実施する保健事業の一体的な実施等に要した経費です。

42ページをお開き願います。第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金、支出済額13億4,199万5,526円は、保険料相当分に係る決算剰余金及び同基金の運用益を積み立てたものです。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金、支出済額991万1,250円は、過年度保険料の還付です。第2項、第1目一般会計繰出金、支出済額7,615万801円は、特別会計の事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計へ繰り出したものです。以上の結果、歳出合計は1,690億9,592万7,206円となります。

46ページをお開き願います。歳入歳出の結果、実質収支額は17億3,865万6,433円となります。

48ページをお開き願います。財産に関する調書です。物品につきましては、令和7年度末の現在高はゼロとなっております。基金につきましては、令和7年度末の現在高は、財政調整基金が2億957万6,312円、後期高齢者医療給付費準備基金が25億6,419万2,150円となっています。決算の説明は以上です。

続きまして、議案第9号、議案第10号、令和8年度補正予算（第1号）関係についてご説明します。恐れ入りますが、議案書13ページをお開き願います。議案第9号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出にそれぞれ5,706万1,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ2億8,787万8,000円とするものです。内容につきましては、事項別明細書でご説明します。

16ページをお開き願います。歳入です。第3款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金123万8,000円の増額は、財政調整基金運用益が当初見込額を上回ったことによるものです。

第4款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金36万5,000円の増額は、一般会計の事務費分賦金上昇抑制財源として、財政調整基金から一般会計に繰り入れるものです。第2項その他会計繰入金、第1目特別会計繰入金4,661万2,000円の増額は、特別会計の令和7年度事務費に係る剰余金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り入れるものです。

第5款、第1項、第1目繰越金884万6,000円の増額は、令和7年度繰越金確定に伴うものです。

17ページをお開き願います。歳出です。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費36万3,000円の増額は、現在1台の財務会計システムを1台追加するものです。第2

目財政調整基金費5,669万8,000円の増額は、特別会計からの繰入金、令和7年度決算剰余金、基金運用益見込み増額分を財政調整基金に積み立てるものです。

続きまして、19ページをお開き願います。議案第10号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出にそれぞれ19億4,298万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ1,739億2,179万3,000円とするものです。内容につきましては、事項別明細書でご説明します。

23ページをお開き願います。歳入です。第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億2,242万6,000円の増額は、令和7年度の療養給付費負担金の精算による追加請求分です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金3,787万6,000円の増額は、令和7年度医療給付費国庫負担金の追加交付分です。第2目高額医療費負担金981万3,000円の増額は、令和7年度高額医療費国庫負担金の追加交付分です。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金3,231万7,000円の増額は、令和7年度医療給付費県費負担金の追加交付分です。第2目高額医療費負担金981万3,000円の増額は、令和7年度高額医療費県費負担金の追加交付分です。

第6款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金723万6,000円の増額は、後期高齢者医療給付費準備基金の運用益が当初より上回る見込みとなったことによるものです。

24ページをお開き願います。第7款、第1項繰入金、第2目基金繰入金1,515万2,000円の減額は、財源調整により後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入りを減額するものです。

第8款、第1項、第1目繰越金17億3,865万5,000円の増額は、令和7年度決算に係る繰越金の確定に伴うものです。

25ページをお開き願います。歳出です。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2億9,263万7,000円の増額について、第18節負担金補助及び交付金224万1,000円の増額は、令和7年度に判明した保険料賦課誤りに伴い、当該市から広域連合に納付済みの保険料相当額を特別交付金として返還するものです。第22節償還金利子及び割引料2億9,039万6,000円の増額は、令和7年度の療養給付費等の精算に伴う国等への返還金です。

第4款、第1項支払基金拠出金、第1目出産育児支援金1,517万6,000円の減額は、令和8年度の出産育児支援金の確定によるものです。第2目子ども・子育て支援納付金1万5,000円の増額は、令和8年度の子ども・子育て支援納付金の確定によるものです。

第6款、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金16億1,889万6,000円の増額は、令和7年度決算の保険料相当分に係る剰余金と令和8年度の基金運用益の見込額を後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるものです。

第8款諸支出金、第2項、第1目一般会計繰出金4,661万2,000円の増額は、令和7年度の事務費に係る決算剰余分を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り出すものです。補正予算（第1号）の説明は以上となります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ここでしばらく休憩いたします。再開は午後２時10分といたします。

午後１時57分休憩

午後２時10分再開

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。ただいま議題となっている５件のうち、まず、日程第６、承認第２号「専決処分の承認を求めることについて（令和７年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第５号））」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、承認第２号を採決します。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第２号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第７、認定第１号「令和７年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第１号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、認定第１号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第８、認定第２号「令和７年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、認定第２号を採決します。本件は、原案のとおり認定することにご異議ござ

いませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長 ご異議があるようですので、起立による採決を行います。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、認定第2号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第9、議案第9号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第9号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第10、議案第10号「令和8年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第10号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長 ご異議があるようですので、起立による採決を行います。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」でございます。監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項において2人と定められており、同条第2項においては、そのうち1人を、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任すると規定されています。

この識見を有する者としてご就任いただいております川端正展氏が、本年7月30日をもって任期満了を迎えることから、新たに識見を有する者として、山路都子氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は令和8年7月31日からとしております。山路都子氏は、人格高潔であり、和歌山市財政部長や和歌山県後期高齢者医療広域連合事務局長を歴任されるなど、豊富な行政経験を有しておられ、監査委員として適任の方であると存じます。何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより、議案第11号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、議案第11号を採決します。本件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第12、発議第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について」を議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

○古川議員 議長、1番。

○議長 1番、古川祐典君。

〔古川祐典君 登壇〕

○古川議員 ただいま上程されました発議第1号について、提案理由の説明を申し上げます。行政の迅速かつ効率的な運営を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の権限に属する軽易な事項のうち、広域連合長が専決処分することができる事項の指定をしておりますが、今般、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）が令和8年9月24日に施行されることに伴い、所要の整備を図る必要が生じていることから、本案を提出いたしました。

議員の皆様方におかれましては、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長 以上で説明は終わりました。

これより、発議第1号「地方自治法第180条議会の委任による専決処分事項の指定の一部改正について」の質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告は受けておりませんので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これより、発議第1号を採決します。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

最後に、日程第13、「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。31番、仲江孝丸君。

〔仲江孝丸君 登壇〕

○仲江議員 平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設されて、既にもう18年経過しています。制度の発足は、急速な高齢化により、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、高齢者の世代と現役世代の費用負担や財政運営の責任を明確化して、公平で分かりやすい制度にすることが目的とされました。また、県内の全ての市町村が加入する広域連合を運営主体とすることで、広域化による保険財政の安定化を図るとともに、事務処理等の効率化を目指した制度だというふうに言われてきました。

実務面においては、申請手続や保険料の徴収等の窓口業務は市町村が行い、財政運営や資格認定等は広域連合が行っています。このような役割分担から、ややもすれば広域連合は、被保険者の実態を知らないまま、財政の健全化の名の下に事務を行う傾向に走ってはいないでしょうか。

我々議会人は、被保険者の実態を広域連合に反映させていく役割を担っていますが、今日も質疑がありませんでした。本当にどうすれば被保険者の実態をみんなの認識にして、そして、保険料等の決定のときにそれを参考にして考えていくというふうにする上で、まだまだ我々は議会人としてやるべきことがあるというふうに思います。

さて、今年の2月28日にアメリカとイスラエルによるイランへの大規模な軍事攻撃が始まりましたが、ホルムズ海峡の閉鎖によって石油製品やガスの供給が不足して、世界中で価格高騰や品不足が生じています。私は、串本町の6月議会でこの問題を取り上げましたが、質問通告の後、停戦合意が行われたというニュースが入って、やれやれ、これで品不足は解消するのかなというふうに思いましたが、ところが、その後もアメリカはイランに対ししばしば空爆を行い、ホルムズ海峡の封鎖が再び行われるなど、先の見えない状態に

陥っています。

外務省は、海外安全ホームページに2月28日付でイランへの攻撃に伴う注意喚起を掲載しましたが、この文章は7月29日、すなわち現時点でも有効だとされています。この間の石油危機を通じて、我々の生活がいかに石油に依存しているのかを思い知らされる機会でもありました。原油やナフサの供給不安により、ガソリンや石油化学製品の価格高騰と在庫不足が深刻化しました。この影響を受けて、物流費や製造コストが押し上げられ、幅広い品目で歴史的な物価高騰が引き起こされています。

高市首相は、ナフサは足りていると主張しましたが、4月のナフサ輸入量は、前年度の4月と比較して53%まで減少しました。高市首相もトランプ大統領と同じで、戦争はすぐに決着がつくだろうと踏んでいたのでしょう。間違いを認めない指導者のために、国民は振り回されてきました。

中東では、これまで1万人前後の人が殺され、家屋や工場、学校や病院が破壊されました。海峡経由で運ばれる原材料に依存していた肥料の製造が打撃を受けたことで、今年の後半には貧困国で大勢が飢えに苦しむ可能性があると言われていています。特にサハラ以南のアフリカが危険にさらされているそうです。

さて、それでは、イラン戦争が我が県民、とりわけ高齢者の暮らしにどのような影響を与えたのかを検証してみたいと思います。最近の物価上昇は、石油危機のみならず円安の影響もありますが、本当にいろいろなものが値上がりしています。2020年を基準とした消費者物価指数は、総合指数で113に上昇しています。食料だけを見ると128.4。光熱水道費では116.2。これは4月の指数なので、イラン戦争が始まってからの上昇分というのはこれには加味されていません。和歌山東漁協が組合員向けに販売している軽油が、3月以降価格が高騰し、5月には1リットル180円台になったため、出漁することを控えたり、ガソリンスタンドに携行缶を持って漁師の人が買いに行くということも起きました。5月末になって一定下がりましたが、それでも1リットル140円台ということです。

日本は、液化天然ガスLNGの1割を中東から輸入していますが、アメリカとイスラエルによるイラン攻撃及びイランの報復措置を背景に、中東全域の石油・ガス施設が予防措置として閉鎖される事態となっています。ヨーロッパなど他地域でのLNG不足が深刻化することで、国際取引価格が高騰し、発電燃料費の高騰を通じて、6月から電力会社が値上げをしたんですけれども、政府が補助金を復活させたので、今のところ個人の電気料金は上がっていないんですが、電気会社はきちんとそうやって利潤を確保して、本来、ほかの財政に回すべきお金が補助金として電気代に回っているということでもあります。

全国的な物流コストも上がっています。食料品や日用品の製造、仕入れコストが跳ね上がり、店頭価格に波及しています。アメリカとイランの戦闘終結に向けた動きが進展していますけれども、物価に対する影響は短期で終わるものではないと思います。

さて、物価上昇により高齢者の暮らしはどのような影響を受けているのか把握されておられるでしょうか。ナフサ由来製品の品不足が生活に大きな影響を与えていますが、畑の雑草を防ぐマルチは、安定供給ができずに早くから問題が指摘されてきましたが、JAわ

かやまは中国からのマルチの輸入を決めたそうです。最近、ディーゼル車のオイルが品不足になり、私の知人がオイル交換に行ったところ、ホームセンターで買ってきてくれたら交換すると言われたそうです。私の行きつけのガソリンスタンドでは、在庫があるので今のところ間に合っているが、先は見えないということでした。

こういった物価の上昇、そして品不足、やはり高齢者の方たちにも深刻な影響を与えていると思います。医療の資材不足、そしてジェネリック医薬品の製造中止ということで、医療現場に大きな影響が出てきているという話もあります。現在の医療品や医療現場は、ナフサに極めて強く依存しています。石油不足が原因で、薬の原料合成、容器、包装シートの調達が困難になっています。この影響により、一部の医薬品やジェネリック薬で製造停止や供給不足が発生しており、医療現場に深刻な影響を及ぼしています。包装容器の不足、薬を包むプラスチック製の包装シート、点滴バッグ、注射器などの不足も指摘されています。大規模な病院は一定の在庫を抱えているので、直ちに在庫切れには至らなかったのですが、小規模な開業医ではかなり入手困難で不足が生じたそうです。

特に心配されたのは人工透析です。透析で使用する血液回路、シリンジ、点滴バッグなどは全て石油由来の樹脂で作られています。週3回の人工透析ができなくなる可能性も一時期ささやかれていました。透析患者は週3回、1回4時間の治療を止めれば、数日で命に関わってまいります。

さて、後期高齢者医療に関して、この石油不足が医療面においてどのような影響を及ぼしているのか把握されておられるのでしょうか。以上、実態についての認識をお尋ねいたします。

○議長 ただいまのご発言につきましては、当広域連合の所掌事務を一部超えているものと思われませんが、関連する範囲において、ご答弁いただける部分があればお願いいたします。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 31番、仲江議員のご質問にお答えいたします。2点でございます。

まず1点目、石油不足による物価高騰が後期高齢者の生活に与える影響を把握しているかとのご質問です。中東情勢に伴う石油供給の切迫により、燃料価格をはじめ、食料品や生活必需品等の物価が上昇しており、後期高齢者の皆様の生活に大きな影響を及ぼしているものと受け止めております。

広域連合としては、物価上昇の影響について独自に調査、把握する立場になく、具体的な数値を保有しているものではございませんが、物価上昇が家計に影響を与えていることは、国等の統計からも示されております。

現時点では、中東情勢に関連して、後期高齢者医療制度の運営に直接的な影響は生じておりません。一方、今回の診療報酬改定では、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取り巻く環境の変化への対応が重点課題とされ、平成20年の制度創設以降で最大の増額改定

となりました。今後も、当面はこの方針に沿った改定が続くものと見込まれております。

これらを踏まえますと、今後の物価動向によっては医療費増加の要因となり、保険料率への影響も懸念されることから、広域連合としては、医療保険制度全般に係る国の動向を引き続き注視してまいります。

次に２点目、医療の資材不足やジェネリック医薬品の製造中止など、医療現場に与える影響はとのご質問であります。中東情勢に関連した医療資材の不足やジェネリック医薬品の製造中止等については、様々な報道がなされており、保険者としても懸念しているところでございます。国においては、本年３月３１日、厚生労働省及び経済産業省が合同で中東情勢の影響を受ける医薬品、医療機器、医療物資等の確保対策本部を設置し、医療機関やメーカー、卸業者等からの相談窓口の設置、供給が不安定な品目の整理、国の備蓄物資の放出などの対策が進められております。

広域連合に対しては、現時点で医療機関等からの具体的な影響に関する声は寄せられておりませんが、引き続き状況を見守ってまいります。

○議長 再質問ありませんか。

○仲江議員 議長、３１番。

○議長 ３１番、仲江議員に申し上げます。質問は、当広域連合が執行権限を有する事項についてお願いいたします。３１番、仲江孝丸君。

○仲江議員 執行権限を有しているということでもありますけれども、私が聞いているのは、加入者がどのような暮らしをしているのかを知っているのかという話であります。どれだけ医療費が要るから、どれだけ取っていいという話ではなくて、実際に後期高齢者医療に加入されている方々が日常どんな暮らしをしていて、その実態をやっぱりつかむべきだということを聞いているわけです。前回の一般質問のときにも、通告外だからということで、詳細については調べていないという話がありました。でも、それは日常的にしておくべき問題だと思うんですね。

最初の質問の中で、それぞれ自治体と広域連合で役割分担があって、本来なら自治体も実態を知らなければならぬんですが、あまりこういう石油危機の影響とか、私の所属する串本町議会でも、質問をして、慌てて調べるというような状態なんですよ。質問を受けなくても、ふだんからやっぱりそういう暮らし向きはきちんとつかんでおくべきだと。保険料を徴収するからには、きちんとした給付も必要であります。それが給付できないような情勢がそこまで来ていると。先ほど、医療品の品不足とか、あるいはジェネリック医薬品が一部製造中止になっているとか、そういった問題については、質問があろうがなかろうが、やっぱりきちんとつかんで、保険料を集めるからには、きちんとした給付を行うと。安心して医療にかかってもらえるという環境を整える必要があるというふうに思うんですよ。そこら辺、ふだんからそういった部分にもっとアンテナを高くして、やっぱり高齢者の生活実態というのを調べてというか把握していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 31番、仲江議員の再度のご質問にお答えいたします。

保険料の算定に当たって、お年寄りの生活実態を把握すべきではないか、あるいは医療が受けられるような状況であるかどうかというのを広域連合としても把握すべきではないかというご質問でございます。先ほども連合長のご答弁でお答えしましたとおり、物価上昇についても我々はいろんな報道等で承知はしておりますが、影響について独自に調査、把握する立場ではございません。また、医療提供体制につきましても、さきの議会でも、これも連合長からお答えさせていただきましたが、都道府県において医療計画を立てて、必要な医療が確保されているといった状況でございます。

したがって、いずれについても法律的な役割上、国や都道府県、広域連合の役割というのは定められておりますので、私ども広域連合としましても、その範囲でできる限り被保険者の皆さんのご負担等を考慮しながら事務を進めさせていただいているというところでございますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

○議長 再々質問ありませんか。31番、仲江議員に申し上げます。ただいまの質問は、当広域連合の所掌事務を超える内容が含まれております。後期高齢者医療制度に関する事項に沿って質問をお願いいたします。31番、仲江孝丸君。

○仲江議員 どこが外れているんですか。ちゃんと説明してください。どこが外れているんですか。我々は、高齢者の健康と福祉を守るための医療をきちんと構築していくために活動しているわけですよね。だから、金の問題だけ見たらあかんと思うんですよ。これだけの予算を組んで、これだけかかって、これだけでということじゃなしに、生身の人間の命と健康をやっぱり守るための事業をやっているわけですから。だから、今、後期高齢者の方々がどのような暮らしをしているのか、どのような医療環境にあるのかと。それは、ここの仕事ではないからというようなことで、管轄外だみたいな考えはちょっとおかしいんじゃないですか。やはり保険料を徴収するからには、それに見合う医療体制であるとか医療環境を整える必要もあるわけですから、やっぱり実態については独自で調べる。その実態を踏まえた上で、保険料を幾らにしていくかという検討をすべきで、これだけ要るからこれだけ取るんだというような態度では、私は駄目だと思うんです。この内容がこの議会の権限外だということであれば、それはどういう理由ですか。どういう理屈ですか。

繰り返しになりますけれども、役割分担をしているからということで、ややもすると、被保険者の実態を知らないまま、財政の健全化の名の下に事業を行う傾向に進んでいるのではないかと。このことをもう一度聞きたいと思います。

○業務課長 議長、番外。

○議長 業務課長、藤田裕之君。

○業務課長 仲江議員の再度のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどと同じような、保険料を決めるに当たって医療提供体制が確保されるべきである、また、生活実態を把握してということでのお尋ねでございます。医療の提供体制についま

しては、先ほども申し上げましたが、都道府県が医療計画を立てておりまして、その中で、昭和60年から医療計画を立てて、各都道府県において、地域の実情に応じて医療提供体制の確保が進められております。そういった趣旨から申し上げますと、私どもとしては、保険者として、都道府県の責任において、医療ができるだけひとしく受けられるような体制が確保されることが望ましいと考えております。

それから、もう一点目の生活実態の件についてであります。保険料につきましては、低所得者の方に対する軽減制度というのが設けられております。7割、5割、2割の軽減制度というのが従来からございますが、このたびの改定では7.2割ということで、軽減の幅が拡充されております。これは全国的な措置として行われておりますので、国においても、できるだけ高齢者の生活実態に配慮した形での対応と考えられますので、私どもとしましても、国のこうした制度にのっとって軽減の措置という対応を、今回の保険料率に当たってもお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 以上で一般質問を終結します。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了しました。本定例会に提出されました諸議案について、議員各位の終始真剣なご審議により全て議了し、無事閉会の運びとなりました。議員各位に衷心より敬意を表すとともに、協力に深く感謝申し上げます。

暑さ厳しい折、議員並びに当局の皆様におかれましては、ご自愛いただきますとともに、今後とも広域連合発展のためご精進くだらんことをお願い申し上げて、簡単措辞ではございますが、お礼のご挨拶といたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長 議長、番外。

○議長 広域連合長、岸本健君。

〔岸本健君 登壇〕

○連合長 閉会に当たり、議長のお許しをいただき、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、熱心かつ慎重なご審議の上、提出いたしました諸議案につきましては、いずれもご賛同を賜り、厚く御礼を申し上げます。今後とも、後期高齢者医療制度の保険者として、構成市町村との連携を一層深め、安定した制度運営に努めてまいり所存でございます。引き続き、なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。結びに、議員の皆様におかれましては、暑さ厳しい折、どうか健康に十分にご留意の上、ますますご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長　これにて、令和８年７月29日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後２時46分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 脇 村 隆 生

前 議 長 三 栖 慎 太 郎

前 副 議 長 新 谷 英 一 郎

署 名 議 員 藤 井 基 彰

署 名 議 員 原 田 覚

